

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大磯町条例第15号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------------------|
| 1 | 所在地 | 中郡大磯町西小磯字稻荷松74番1 外8筆 |
| 2 | 地積 | 8,126.68平方メートル |
| 3 | 地目 | 宅地・山林・公衆用道路 |
| 4 | 取得価格 | 841,111,380円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
株式会社三井住友銀行
代表取締役 高島 誠 |

令和3年6月1日提出

大磯町長 中崎 久雄